

議案第116号 大津市旅館業法施行条例の一部改正について

今回の改正につきましては、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が今年6月に公布されたことにより行うものです。

2 ページをお願いします。

こちらが改正法の概要となります。内容としましては、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に関する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型インフルエンザ等感染症等の症状を呈している宿泊者に対して感染防止対策への協力を求めることができるとされたほか、事業譲渡に係る手続きの整備等が行われたものです。

1 項目めの旅館業の施設における感染症のまん延防止対策等については、宿泊拒否ができる事由が明確化されるとともに、適切な宿泊サービスの提供のために差別防止の更なる徹底等を図るための内容が明記されました。

また、2 項目めの生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継については、事業を譲り受けた者が、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することが可能となりました。

3 ページをお願いします。

こちらは、旅館業法の改正の趣旨となります。いずれも新たな規定が設けられたことにより、条項の移動等が発生しております。

まず、1点目、上段の表につきまして、事業譲渡に関する条項が旅館業法第3条の2に加えられたことにより、「第3条の2」が「第3条の3」に、「第3条の3」が「第3条の4」に改められました。

2点目、下段の表につきまして、旅館業法の施設における感染症のまん延防止対策や差別防止の更なる徹底等が規定され、新たに「第5条第2項」が加えられたことにより、「第5条第1号」が「第5条第1項1号」に、「第5条第2号」が「第5条第1項第2号」に改められました。また、新たに「第5条第1項3号」が加えられたことにより、「第5条第3号」が「第5条第1項第4号」に改められました。

4 ページをお願いします。

こちらは、旅館業法の改正を受け、大津市旅館業法施行条例を一部改正する内容となります。

旅館業法の条項の移動等に伴い、旅館業法から引用している部分、(1)第2条第1項及び第3項を記載のとおり改めるとともに、(2)第4条を記載のとおり改めるものとなります。施行期日につきましては、記載のとおりです。

5 ページには、改正前・後の対照表を示しております。表左側、改正前黒字下線付部分を、表右側、改正後赤字下線付部分に改正するものです。

以上、議案第116号 大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。